

マイナンバー法違反 初逮捕

警視庁 不正取得容疑の男

上司の女性がインターネット上に保管していた「税と社会保障の共通番号(マイナンバー)」を不正に取得したとして、警視庁サイバー犯罪対策課は2日、東京都内のIT会社でシステムの保守を担当していた容疑者(黒)をマイナンバー法違反容疑で逮捕した。昨年10月の施行後、同法違反容疑での逮捕は全国で初めて。

女性上司番号、ネット経由

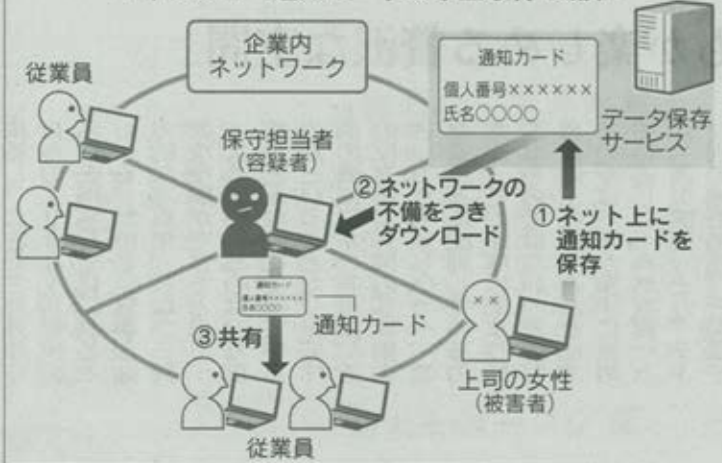
同課によると、容疑者は「マイナンバーを」取得したのはデータにコンピュータウイルスが含まれていないか、スタキャンをするためだった」と容疑を否認している。

逮捕容疑は今年2月、当時勤務していた渋谷区のIT会社の社内ネットワークを通じて、上司の女性が利用するネット上の

データ保存サービスに接続。女性が保管していたマイナンバー通知カードの画像を複製して、12ヶ月の個人番号を不正に取得した疑い。

企業が源泉徴収票などを作成するため、従業員個人番号を提出する必要がある。同課によると、女性は提出のため、通知カードの画像をネット上でデータ保存サービスで保管していた。同サービ

マイナンバー通知カードの不正取得の流れ



ト上でほかの従業員2人と共有していた形跡も残っていた。従業員1人は画像を私用のパソコン

にも保存していた。同課は容疑者が会社への不満から犯行に及んだとみており、悪用されなかったかどうかも調べる。

昨年10月施行のマイナンバー法は詐欺や不正アクセスなどで他人の個人番号を取得する行為を禁じ、違反者に3年以下の懲役または150万円以下の罰金を科すと定める。同課は容疑者の行為が同法で定める「個人番号を保有する者の管理を害する行為」にあたと判断したもようだ。

マイナンバーが使われるのは現状、国民健康保険の加入時などにとどまり、流出しても犯罪に悪用される恐れは少ないとされる。ただ来年には番号を利用し、年金給付額などをインターネット上で閲覧できる制度なども始まる。利用範囲が拡大する中で流出が続けば、なりすましによる詐欺被害などが起きる可能性もある。

個人情報保護委員会によると、番号の通知が始まった昨年10月から今年9月ま

マイナンバー制度を巡り侵入して通知カードをスマートフォンで撮影した容疑などで追送検された女性2人の自宅に、会社員の男が香た。

情報漏洩 全国で149件 用途拡大 高まるリスク

で、マイナンバー関連の情報はハードルが高い情報漏洩などは全国で149件に上る。企業や自治体からの漏洩が中心で、100人以上の情報が漏れるなど「重大事態」も4件あった。

マイナンバー法は、税務関係書類などの作成のため番号を収集する企業や自治体に対し、適切な管理を義務付けている。外部からのサイバー攻撃や従業員の手出しなどで流出する恐れがあるが、「中小企業などにとって防止策を講じるべ

るには、適切な管理を義務付けている。外部からのサイバー攻撃や従業員の手出しなどで流出する恐れがあるが、「中小企業などにとって防止策を講じるべ